

「定額給付金」と「子育て 応援特別手当」について

国の第2次補正予算に盛り込まれた、定額給付金と子育て応援特別手当の対象になるかたや給付額、申請方法などをお知らせします。
 なお、給付金と手当は国の関連法案が成立してから給付・支給手続きが始まります。

申請から給付・支給までの流れ (関連法案成立後)

3月下旬(予定)

住民基本台帳および外国人登録原票の情報を基に、川口市から各世帯へ申請書を発送します。



申請受付開始日から6カ月以内

申請書が届いたら、必要事項を記入し必要書類を添付して、同封された返信用封筒で返送してください。



指定口座に振り込み

世帯主が指定した口座に、川口市から振り込みます。振り込みが終了次第、振込通知書を各世帯に発送します。



<定額給付金の概要>

・給付対象

平成21年2月1日を基準日として、
 川口市の①住民基本台帳に記録されているかた
 ②外国人登録原票に登録されているかた
 (短期滞在のかた・在留資格がないかたは除く)

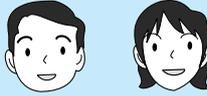
・給付を受けるかた

上記①は世帯主、上記②は本人。

・給付額

平成21年2月1日を基準日として、

1人につき12,000円



ただし、基準日において、18歳以下のかた、65歳以上のかた
 ※18歳以下…平成2年2月2日以降に生まれたかた
 ※65歳以上…昭和19年2月2日以前に生まれたかた

1人につき20,000円



<子育て応援特別手当の概要>

・支給対象

平成21年2月1日を基準日として、同一世帯で①～③全てを満たす、

- ①川口市の住民基本台帳に記録されているかた
 外国人登録原票に登録されているかた
 (短期滞在のかた・在留資格がないかたは除く)
- ②18歳以下(平成2年4月2日以降生まれ)の子が2人以上いる
- ③平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれで②のうち、
 第2子以降の子
※多子世帯への支援のため、第1子は対象となりません。

・支給を受けるかた

支給対象となる子の世帯の世帯主

・支給額

支給対象になる子

1人につき36,000円



<定額給付金・子育て応援特別手当の申請と給付方法>

郵送申請による口座振込で行います。



**定額給付金の給付などを
よそおった「振り込め詐欺」や
「個人情報の問い合わせ」には
ご注意ください。**

⚠️ このようなことは、絶対にありません。

市や総務省などがATM(現金自動預払機)の操作をお願いすること

ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうこと

市や総務省などが給付のために手数料などの振り込みを求めること

現時点で、世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会すること

定額給付金の問い合わせ…

定額給付金事業事務室

☎258-1110 内線2082~2085

子育て応援特別手当の問い合わせ…

子育て支援課 給付係

☎258-1110 内線2622~2624